

法定点検・検査一覧（1／3）

施設名	種別	属性	項目	頻度	関連法規	摘要
合宿所	清掃	衛生	ねずみ・ 昆虫駆除	2回/年	自主的 点検	
公園	検査	浄化槽	浄化槽 検査	1回/年	浄化槽法 第11条	浄化槽使用者は、7条検査の ほか年1回、県の指定した検 査機関の定期検査を受けるこ とが義務付けられている。
公園	清掃	浄化槽	浄化槽 清掃 抜き取り	随時（基準あり）	浄化槽法 第10条	
公園	点検	消防	消防設備	外観1回/6月 総合1回/年	消防法第 17条3の3	
公園	点検	電気工作	電気設備	点検1回/月 精密1回/年	電気 事業法	
公園	点検	エレベーター	エレベーター	1回/年 自主点検12回/年	建築基準 法第12条	
サマリン	点検	エレベーター	エレベーター	1回/年 自主点検12回/年	建築基準 法第12条	
サマリン	点検	避雷針	避雷針	1回/年	建築基準 法第12条	
サマリン	検査	水質	簡易専用 水道検査	1回/年	水道法 第34条 の2	簡易専用水道とは市町村等の 水道事業者から供給される水 だけを水源とする飲料水の供 給施設で、受水槽の有効容量 が10立方メートルを超えるも のをいう。設置者は、その管 理について、1年間に一回定 期的に厚生労働大臣の登録を 受けた者の検査を受けなけれ ばならない。
サマリン	点検	消防	消防設備	外観1回/6月 総合1回/年	消防法第 17条3の3	
サマリン	検査	衛生	貯水槽 清掃	1回/年	水道法 施行規則 55条	
サマリン	清掃	衛生	ねずみ・ 昆虫駆除	2回/年	特定建築 物に準ず る取扱い	ビル管法第4条3

法定点検・検査一覧（2／3）

施設名	種別	属性	項目	頻度	関連法規	摘要
サマリ	点検	電気 工作物	電気設備	点検1回/年 精密1回/年		
木の花 ドーム	検査	危険物	燃料地下 タンク 気密検査	1回/年	消防法 第14条3 の2	消防法に基づき許可を得た、 地下タンク貯蔵所・給油取扱 所・一般取扱所・移動タンク 彫像所等の施設は、消防法第 14条3の2で、年1回以上の定 期点検が義務付けられてい る。
木の花 ドーム	点検	エレベーター	エレベーター	1回/年 自主点検 12回/年	建築 基準法 第12条	
木の花 ドーム	点検	避雷針	避雷針	1回/年	建築基準 法第12条	
木の花 ドーム	検査	水質	小規模 貯水槽 水道検査	1回/年	宮崎市小 規模貯水 槽水道の 維持管理 等指導実 施要領	
木の花 ドーム	点検	消防	消防設備	外観1回/6月 総合1回/年	消防法第 17条3の3	
武道館	検査	衛生	貯水槽清掃	1回/年	宮崎市小 規模貯水 槽水道の 維持管理 等指導実 施要領	
武道館	検査	危険物	燃料地下 タンク 気密検査	1回/年	消防法第 14条3の2	消防法に基づき許可を得た、 地下タンク貯蔵所・給油取扱 所・一般取扱所・移動タンク 彫像所等の施設は、消防法第 14条3の2で、年1回以上の定 期点検が義務付けられてい る。
武道館	検査	衛生	飲料用 貯水槽 清掃	1回/年	ビル管法 第4条、 6条ほか	特定建築物関連

法定点検・検査一覧（3／3）

施設名	種別	属性	項目	頻度	関連法規	摘要
武道館	点検	エレベーター	エレベーター	1回/年 自主点検12回/年	建築 基準法 第12条	
武道館	清掃	衛生	空気環境 測定	6回/年	ビル管法 第4条、 6条ほか	特定建築物関連
武道館	検査	水質	残留塩素 検査	1回/週	ビル管法 第4条、 6条ほか	特定建築物関連
武道館	点検	消防	消防設備	外観1回/6月 総合1回/年	消防法第 17条3の3	
武道館	検査	水質	水質検査		ビル管法 第4条、 6条ほか	特定建築物関連
武道館	点検	電気 工作物	電気設備	2回/年	電気 事業法	
武道館	指定	特定 建築物	特定建築 物管理技 術者選任		ビル管法 第4条、 6条ほか	特定建築物関連
武道館	清掃	衛生	ねずみ・ 昆虫駆除	2回/年	ビル管法 第4条、 6条ほか	特定建築物関連
武道館	検査	危険物	燃料地下 タンク 機密検査	1回/年	消防法第 14条3の2	消防法に基づき許可を得た、 地下タンク貯蔵所・給油取扱 所・一般取扱所・移動タンク 彫像所等の施設は、消防法第 14条3の2で、年1回以上の 定期点検が義務付けられて る。
武道館	検査	ばい煙	ばい煙 検査	2回/年	大気汚染 防止法第 2条、第1 6条同施 行規則第 15条	

※カマリノ＝硬式野球場（サンマリノスタジアム宮崎）

※木の花ドーム＝屋内運動場

※公園＝「硬式野球場、武道館、屋内運動場」を除く有料公園施設